

昭和五十五年厚生省・通商産業省・運輸省令第一号

産業標準化法に基づく登録申請手数料の額の計算等に関する命令

工業標準化法関係手数料令（昭和二十四年政令第四百八号）第二条の規定に基づき、工業標準化法に基づく承認申請手数料の額の計算に関する省令を次のように制定する。

（在勤官署の所在地）

第一条 産業標準化法に基づく登録申請手数料の額等を定める政令（昭和二十四年政令第四百八号。以下「令」という。）第一条第一項第二号、第三号、第三項第二号及び第三号の認証機関審査旅費の額、第一条第一項第五号、第六号、第八号、第九号、第三項第五号、第六号、第八号及び第九号の試験所審査旅費の額並びに第六条第一項及び第二項の旅費の額に相当する額（以下「旅費相当額」という。）を計算する場合において、当該審査のため、その地に出張する者の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。）第二条第一項第六号の在勤官署の所在地は、次の表に掲げるところによる。

主務大臣の区分	在勤官署の所在地
内閣総理大臣	東京都千代田区霞が関二丁目一番二号（國家公安委員会）
総務大臣	東京都千代田区霞が関三丁目二番一号（金融庁）
文部科学大臣	東京都千代田区霞が関三丁目二番二号
厚生労働大臣	東京都千代田区霞が関一丁目二番二号
農林水産大臣	東京都千代田区霞が関一丁目二番一号
経済産業大臣	東京都千代田区霞が関一丁目三番一号
国土交通大臣	東京都千代田区霞が関二丁目一番三号
環境大臣	東京都千代田区霞が関一丁目二番二号

（支度料の不算入）

第二条 旅費法第六条第一項の支度料は、旅費相当額に算入しない。

（審査の日数）

第三条 審査を実施する日数は三日として旅費相当額を計算する。

第四条 旅費法第六条第一項の旅行雑費は、一万円として旅費相当額を計算する。

（調整）

（旅行雑費の額）

第五条 主務大臣が旅費法第四十六条第一項の規定により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、当該部分に相当する額は、旅費相当額に算入しない。

（登録又は認定の基準が類似する場合の認証機関に係る登録申請手数料等）

第六条 令第一条第六項の主務省令で定める登録又は認定は、次に掲げるものとする。

一 産業標準化法（昭和二十四年法律第一百八十五号。以下「法」という。）第五十七条第一項及び第六十六条第一項の登録

二 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第一百四十六条第一項の登録

三 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第一百四十五号）第二十三条の二の二十三第一項の登録

四 電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第九条第一項の登録

五 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第一百四十九号。以下「液化石油ガス法」という。）第四十七条第一項の登録

六 消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第十二条第一項の登録

七 計量法（平成四年法律第五十一号）第一百四十三条第一項の登録

八 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第一百十一号。以下「相互承認実施法」という。）第三条第一項の認定

第七条 令第一条第六項の主務省令で定める書類は、次に掲げるもののいずれかとする。

一 申請を行う者が現に前条第一号の登録を受けており、かつ、当該申請した日前法第四十二条第一項の政令で定める期間（以下この条において「特定期間」という。）以内に行われた前条第一号の登録及びその更新に当たり審査の事務の合理化（同条各号若しくは第十二条第一号の登録若しくは認定又はその更新を受けていることを確認することにより、国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた試験所に関する基準のうち品質システム要求事項に適合すると認めることをいう。）が行われていないことを証する書類

二 申請を行う者が現に前条第二号の登録を受けており、かつ、特定期間以内に行われた同号の登録及びその更新に当たり審査の事務の合理化（同条各号若しくは第十二条第一号の登録若しくは認定又はその更新を受けていることを確認することにより、国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品の認証を行った機関に関する基準のうち品質システム要求事項に適合すると認める）が行われていないことを証する書類

ことをいう。第四号から第六号までにおいて同じ。）が行われていないことを証する書類

三 申請を行う者が現に前条第三号の登録を受けており、かつ、特定期間以内に行われた同号の登録及びその更新に当たり審査の事務の合理化（同条各号若しくは認定又はその更新を受けていることを確認することにより、国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品の認証を行った機関に関する基準並びに製造管理及び品質管理の方法の審査を行う機関に関する基準のうち品質システム要求事項に適合すると認めることをいう。）が行われていないことを証する書類

四 申請を行う者が現に前条第四号の登録を受けており、かつ、特定期間以内に行われた同号の登録及びその更新に当たり審査の事務の合理化が行われていないことを証する書類

五 申請を行う者が現に前条第五号の登録を受けており、かつ、特定期間以内に行われた同号の登録及びその更新に当たり審査の事務の合理化が行われていないことを証する書類

六 申請を行う者が現に前条第六号の登録を受けており、かつ、特定期間以内に行われた同号の登録及びその更新に当たり審査の事務の合理化が行われていないことを証する書類

七 申請を行う者が現に前条第七号の登録を受けており、かつ、特定期間以内に行われた同号の登録及びその更新に当たり審査の事務の合理化（同条各号若しくは認定又はその更新を受けていることを確認することにより、国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品の認証を行った機関に関する基準並びに製造管理及び品質管理の方法の審査を行う機関に関する基準のうち品質システム要求事項に適合すると認めることをいう。）が行われていないことを証する書類

三 申請を行う者が現に前条第三号の登録を受けており、かつ、特定期間以内に行われた同号の登録及びその更新に当たり審査の事務の合理化（同条各号若しくは第十一条第一号の登録若しくは認定又はその更新を受けていることを確認することにより、国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品の認証を行う機関に関する基準並びに製造管理及び品質管理の方法の審査を行う機関に関する基準のうち品質システム要求事項に適合すると認めることをいう。）が行われていないことを証する書類

申請を行ふ者が現に前条第四号の登録を受けており、かつ、申請を行う者が現に前条第五号の登録を受けており、かつ、特定期間以内に行われた同号の登録及びその更新に当たり審査の事務の合理化が行われていないことを認する書類

六 申請を行う者が現に前条第六号の登録を受けており、かつ、特定期間以内に行われた同号の登録及びその更新に当たり審査の事務の合理化が行われていないことを証する書類
七 申請を行う者が現に前条第七号の登録を受けており、かつ、特定期間以内に行われた同号の登録及びその更新に当たり審査の事務の合理化（同条各号若しくは第十一条第一号の登録若しくは

認定又はその更新を受けていることを確認することにより、国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた校正を行う機関に関する基準のうち品質システム要求事項に適合すると認めることをいう。)が行われていないことを証する書類

八 申請を行う者が現に前条第八号の認定を受けており、かつ、特定期間以内に行われた同号の認定及びその更新に当たり審査の事務の合理化（同条各号若しくは認定又はその更新を受けていることを確認することにより、相互承認実施法第五条第一項に規定する認定の基準のうち品質システム要求事項に適合すると認めることをいう。）が行われていない

ことを証する書類（特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行令（平成十三年政令第三百五十五号。以下「相互承認実施法施行令」という。）第二条第三号又は第六号に係る国外適合性評価事業に係る相互承認実施法第二条第一項の認定に係る書類にあつては、相互承認実施法第五条第一項に規定する認定の基準のうち適用した基準が記載されて

（第八条　令第一条第六項の主務省令で定める額は、申請に際し前条第一号から第六号まで又は第八号の書類が添付されている場合（同号の書類にあつては、相互承認実施法施行令第二条第一号、第三条第一号の規定によるものに限る。）

二号、第四号、第七号及び第八号に係る国外適合性評価事業に係るもの並びに同条第三号又は第六号に係る国外適合性評価事業に係る認定の基準が日本産業規格Q一七〇六五であることを証するものである場合に限る。) こあつては、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 法第三十条第一項若しくは第二項、第三十一条第一項、第三十二条第一項から第三項まで、第三十三条第一項又は第三十七条第一項から第六項までの登録（次項第一号において単に「登録」という。を受けるようとする場合五万円（電子申請（青報専用技術を活用して行政の准拠等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子青報

二　去第四十二条第一項の登録の更新を受ける場合に於ける該各号に定める額の合計額を加算した額

三万三千九百日（電二日語いふを場合にあつては三万五千九百日）は今第「多喜三工行号」における三語名号に定まる額の合算額を加算した額。今第一と第三で算出する額は、日清二祭ノ前日第一号、第二号又は第三号の書頭並、日正氣多喜五七直丁今第一号、第二号、第三号、第四号。

今第一項第六項の主務省令で定める額に申詣に際して前条第一号第七号又は第八号の書類が添付されて居る場合(同号の書類が相互承認実施法施行令第二条第一号、第二号、第四号、第七号又は第八号に係る国外適合性評価事業に係る認定の基準が日本産業規格Q一七〇六五であることを証するものである場合を除くことは、同一の申請に同一の書類を添付する場合は、二種類の申請を提出するものと見なす。)

く)にあっては次の各号に掲げる場合に応じそれとあわせ當該各号に定める額とする。一登録を受けようとする場合十八万六千四百円(電子申請による場合にあつては、十八万四千三百円)に令第一条第一項各号に掲げる場合における当該各号に定める額の合計額を加算した額

十二万五千円)に令第一條第三項各号に掲げる場合における当該各号に定める額

第九条 削除 (準用)

第十一条 第一条から第五条までの規定は、令第四条第二項（令第七条第二項において準用する場合を含む。）において準用する令第一条第五項の主務省令で定める旅行雑費の額その他認証機関審査旅

第一回及び第二回中「審査」とあるのは「査定」と読み替えるものとする。

二
三
ガス事業法第百四十六条第一項の登録
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第一二十三条の二の二十三第一項の登録

五四 電気用品安全法第九条第一項の登録
液化石油ガス法第四十七条第一項の登録

七六 消費生活用製品安全法第十二条第一項の登録
計量法第四百四十三条第一項の登録

八 相互承認実施法第三条第一項の認定

一 申請に係る試験所が現に前条第一号の登録を受けており、かつ、当該申請した日前法第五十九条第一項の政令で定める期間（以下この条において「特定期間」という。）以内に行われた前条第一号の登録及びその更新に当たり審査の事務の合理化（第六条第一号若しくは前条各号の登録若しくは認定又はその更新を受けていることを確認することにより、国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品の認証を行う機関に関する基準のうち品質システム要求事項に適合すると認めることをいう。次号及び第四号から第六号までにおいて同じ。）が行われていないことを証する書類

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成一六年三月二九日厚生労働省・経済産業省・国土交通省令第一号）

この省令は、平成十六年三月三十一日から施行する。

附 則（平成一六年九月二二日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第二号）

第一条 この省令は、平成十六年十月一日から施行する。
(経過措置)

第二条 工業標準化法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第二条第一項の規定により改正法第一条の規定による改正後の工業標準化法（以下「新法」という。）第五十七条第一項の登録を受けているものとみなされた試験所において製品試験の事業を行う者が、同項の登録を受けようとする場合の手数料についての第一条の規定による改正後の工業標準化法に基づく外国製造業者等に係る表示認定申請手数料の額の計算等に関する省令（以下「新省令」という。）第十条の規定の適用については、同条中「六万三千二百円」であるのは「六万三千二百円（工業標準化法の一部を改正する法律（平成十六年法律第九十五号）附則第二条第一項の規定により登録を受けているものとみなされた試験所に係る区分が法第五十七条第一項の主務省令で定める試験方法の区分に相当する場合にあっては、五万二千円」と、「四万四千五百円」とあるのは「三万五千二百円」と、「四万二千八百円」とあるのは「三万三千五百円」と、「九万九千六百円」とあるのは「八万三千五百円」と、「八万九千九百円」とあるのは「八万九千九百円」とする。

2 改正法附則第二条第二項の規定により新法第六十五条第一項の登録を受けているものとみなされた試験所において製品試験の事業を行う者が、同項の登録を受けようとする場合の手数料についての新省令第十一条の規定の適用については、同条中「四万七千五百円（工業標準化法の一部を改正する法律（平成十六年法律第九十五号）附則第二条第二項の規定により登録を受けているものとみなされた試験所に係る区分が試験方法の区分に相当する場合にあっては、三万六千三百円」と、「九万九千七百円」とあるのは「八万三千七百円」と、「九万八千円」とあるのは「八万二千円」とする。

附 則（平成一七年三月三〇日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第五号）

この省令は、平成十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第二条の規定 平成十七年七月一日

附 則（平成一九年一一月二〇日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第三号）

この省令中第一条の規定は特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年十一月二十一日）から、第二条の規定は適合性評価手続の結果の相互承認に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日から施行する。

附 則（平成二六年一一月二十五日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第二号）

この省令は、薬事法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年十一月二十五日）から施行する。

附 則（令和元年一二月六日内閣府・総務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第三号）

この命令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則（令和元年一二月六日内閣府・総務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第四号）

この命令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。